

償却資産の申告について

1. 申告していただく方

町内に事業用償却資産を所有している方(法人・個人等の別は問いません)は、毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

2. 申告方法

- (1)平成23年度の申告をされた方：12月中旬までに申告の案内等を送付します。
- (2)平成24年度初めて申告をされる方：申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

3. 申告期限

平成24年度償却資産の申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上1月20日(金)までに申告くださいますようお願いをいたします。

4. 償却資産の申告とは

会社や個人で工場や商店な

どを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

〈対象となる資産〉

平成24年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1)耐用年数が経過し減価償却が終了している資産
- (2)建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3)遊休又は未稼働資産
- (4)改良費のうち資本的支出として資産計上した資産(本体とは区分して取り扱います。)
- (5)福利厚生用に供する資産
- (6)使用可能期間が1年未満又

は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産

- (7)取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産
- (8)割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産
- (9)テナント等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用償却資産(テナント等が申告することになります。)

〈対象とならない資産〉

- (1)自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例||小型フォークリフト)
- (2)無形固定資産(例||特許権、実用新案権等)
- (3)観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物
- (4)耐用年数1年未満又は取得

価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入した資産

- (5)取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により、3年間一括で償却している資産

提出及び問い合わせ

- 税務課
- 〒781-2192
いの町1700-1
 - ☎ 893-1118
 - 吾北総合支所住民福祉課
〒781-2492
いの町上八川甲1934
☎ 867-2300
 - 本川総合支所住民福祉課
〒781-2601
いの町長沢123-12
☎ 869-2112

お知らせ

家屋の取り壊し及び未登記家屋の売買について

固定資産税(家屋)は、毎年1月1日現在の所有者に課せられます。

家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいただかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

なお、取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、その年の固定資産税は課税されることとなりますので、ご注意ください。

冷蔵倉庫(もっぱらその保管温度が10度以下に保たれている倉庫)について

冷蔵倉庫を所有している方は、平成24年度から評価額の算定方法が変更になりますので申し出てください。

土地の現況地目の変更について

固定資産税(土地)は、土地登記簿の地目に関係なく、毎年1月1日の現況によって課税されます。地目の変更があった場合は、現地確認が必要となりますので12月28日(水)までに申し出てください。

問い合わせ

☎ 893-11118
税務課固定資産税係